

組合・中小企業を
応援します!

月刊中央会

2025 February

2

第805号

月刊中央会
オー

動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート



兵庫県中央労働センター

月刊中央会
オー

兵庫県中小企業団体中央会時報第805号(2025年2月5日発行) 毎月1回5日発行
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号兵庫県中央労働センター1階
TEL:078-958-6015
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部33円(会員の購読料は会費に含まれています。)

中央会からのお知らせ

重要な
お知らせ

中央会事務所が移転しました 《2025年2月~》

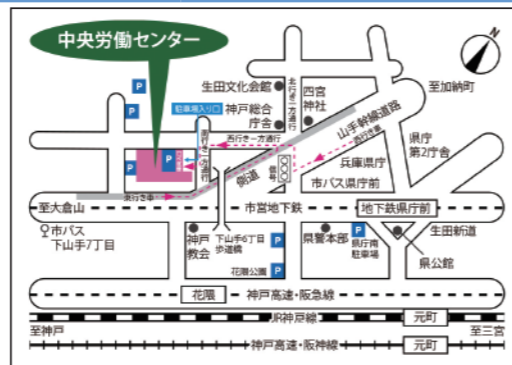


兵庫県中央会の事務所が移転しました。新事務所の住所・電話番号・FAX番号は下記のとおりです。

新住所	新電話番号	新FAX番号
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター1階	078-958-6015	078-958-6016

※以前の電話・FAX番号は使用できませんので、
おかけ間違いのないようご注意ください。

お近くにお越しの際は是非お気軽
にお立ち寄りください。
これを機に職員一同、一層の努力を
重ねてまいります。
何卒変わらぬご支援とご協力を賜り
ますよう宜しくお願い申し上げます。



特定退職金共済制度のご案内

(引受保険会社 大樹生命保険株式会社)

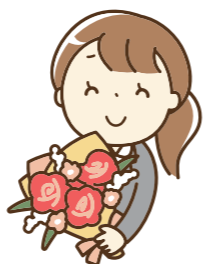
人材の確保と定着のために
計画的な退職金制度を!

特定退職金共済制度(特退共)は、兵庫県中央会が企業に代わって創設し、運用している退職金制度です。

兵庫県内に事業所を有する事業主さまであれば、当会の会員・非会員を問わず、どなたでも加入できます。

■ 制度の特長 ■

- ①安定した退職金制度で、人材確保と定着を図ります。
- ②月々、定額の掛金で、将来の退職金を計画的に準備できます。
- ③掛金は、全額損金算入できます。 ※従業員の給与所得にもなりません。
- ④中退共との重複加入が認められています。
※他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- ⑤この制度を採用することにより、法律に定められた退職金支払いのための保全措置が講ぜられます。



お問合せ先

兵庫県中小企業団体中央会(担当:総務課 今橋・佐藤) TEL:078-958-6015
大樹生命保険(株)神戸支社(引受保険会社) TEL:078-393-3191
制度の詳細はコチラ→<https://www.chuokai.com/taiju-life/>



中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

特集》 施行間近!改正育児・介護休業法の準備はできていますか?

■ 中央会事業

- ◇しっかいや中央会による中小企業のための経営相談
- ◇令和6年度取引力強化推進事業 成果報告
- ◇特定地域づくり事業協同組合全国フォーラム in おがの 参加報告

■ 情報レポート

県内中小企業は、原材料高騰や人手不足が深刻化しており、引き続き厳しい状況が続く。

■ 中央会からのお知らせ

- ◇令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況調査の結果について

■ 中央会からのお知らせ

- ◇中小企業組合や中小企業者グループによる取り組みを支援します!
- ◇決算関係書類等の提出先の変更について

■ お知らせ

- ◇「あかるい職場応援団」のご案内
- ◇中小企業省力化投資補助金のご案内

■ 中央会からのお知らせ

- ◇中央会事務所が移転しました
- ◇特定退職金共済制度のご案内



兵庫県中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.com>

施行間近！ 改正育児・介護休業法の準備はできていますか？

ハタ経営労務サービス 代表 畑 英樹 (中小企業診断士/特定社会保険労務士)

1. はじめに

少子高齢化が進む中、仕事と育児・介護を両立できる環境の整備が急務となっています。そのため、頻りに育児・介護休業法が改正され、育児・介護休業が取得しやすい環境づくりが進められています。本年4月1日(一部は10月1日)から改正法が施行され、労働者が家庭の事情に合わせて柔軟に働ける制度の充実などが図られます。

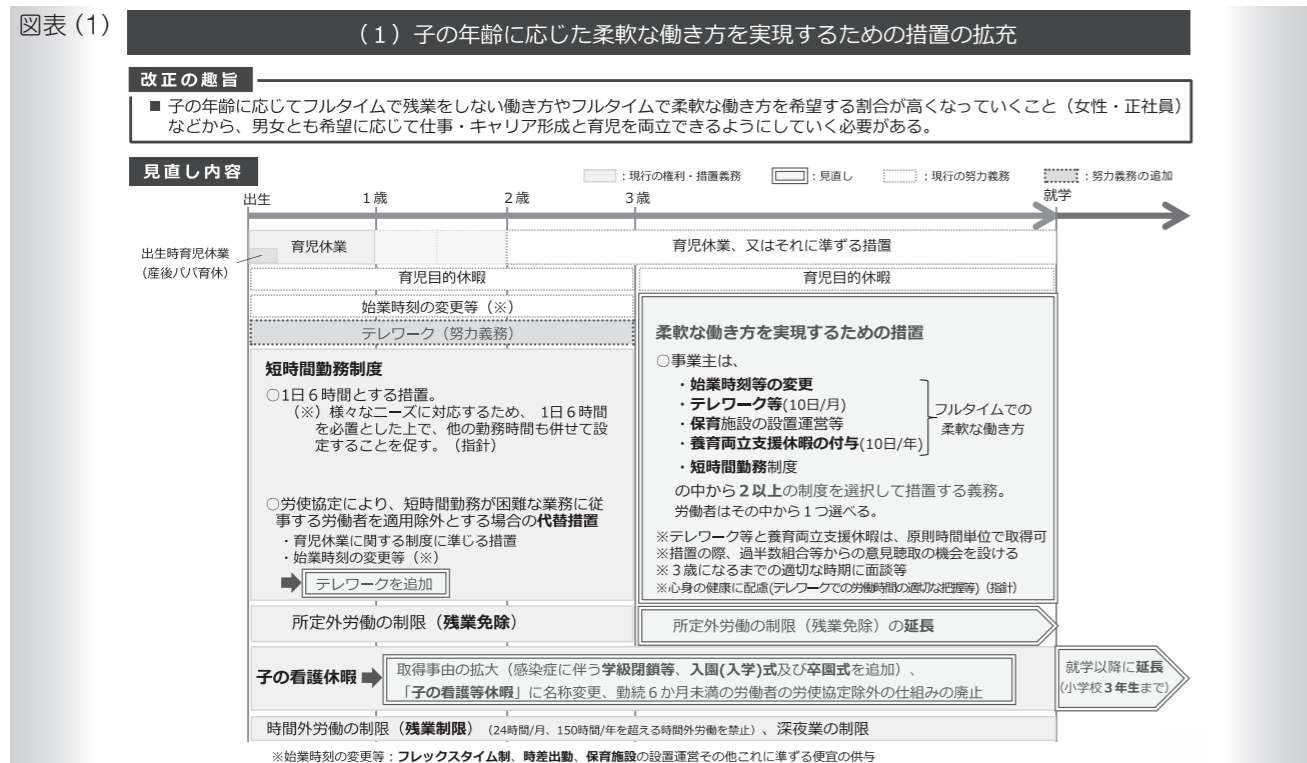
事業主としては就業規則等の整備や各種措置の実施が求められますので、本コラムでは同法の改正について説明します。

2. 改正の概要(項目)

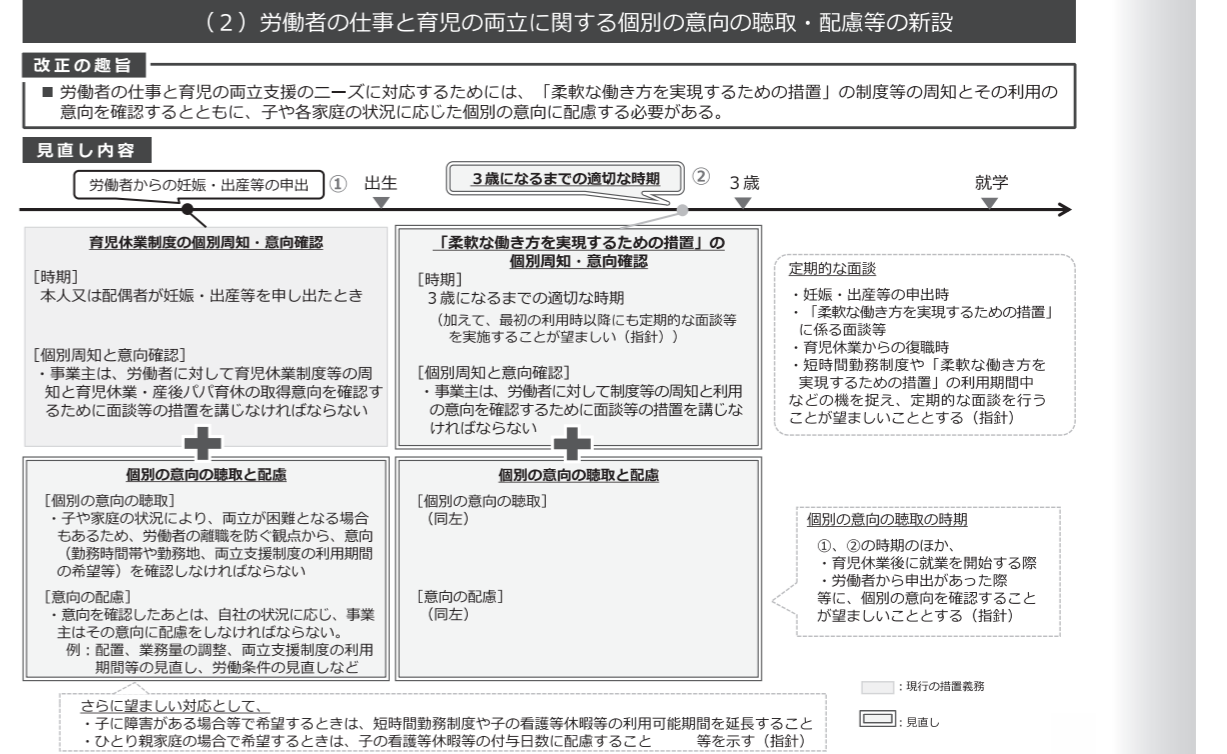
今回の法改正の主な制度・規定は以下のものです。⑥⑦⑧は令和7年10月1日施行、それ以外は令和7年4月1日施行となります。

＜育児関係＞	＜介護関係＞
①子の看護休暇の見直し	⑨介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大	⑩介護離職防止のための雇用環境整備
③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加	⑪介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
④育児のためのテレワーク導入(努力義務)	⑫介護のためのテレワーク導入(努力義務)
⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大	
⑥育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等	
⑦柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認	
⑧仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮	

※図表(1)は育児介護休業法の全体像を、図表(2)は上記の⑥⑦⑧を図示しています。



図表(2)



育児・介護休業法改正に関連して、次世代育成支援対策推進法の延長(令和17年3月31日まで)と一部改正、雇用保険法の改正(出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金の新設等)などもあります。

3. 改正の内容

＜育児関係＞

①子の看護休暇の見直し

「子の看護」の対象となる子の範囲が、「小学校3年生修了まで」に拡大されます(従来(改正前)は小学校就学の始期に達するまで)。また、従来は、労使協定により「週の所定労働日数が2日以下の者」や「継続雇用期間6か月未満の者」を除外することができましたが、改正により「継続雇用期間6か月未満の者」を除外することはできなくなります。

さらに、取得事由は、従来の「病気・けが」「予防接種・健康診断」に加え、「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園(入学)式、卒園式」が追加されました(そのため、本制度の名称が「子の看護等休暇」に変更)。取得可能日数は、従来日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

所定外労働の免除請求が可能となる労働者の範囲が、「小学校就学前の子を養育する」労働者になります(従来は「3歳未満の子を養育する」労働者)。

③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

3歳になるまでの子を養育する労働者に対し、原則1日6時間までの短時間勤務制度を導入する義務があります。短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることが可能です。代替措置として、従来の「育児休業に関する制度に準ずる措置」「始業時刻の変更等(フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設定運営など)」に加え、「テレワーク」が追加されます。

④育児のためのテレワーク導入(努力義務)

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務とされます。

⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大

従来、「労働者数1,000人超の企業」には、育児休業取得状況を公表する義務がありました。改正により「労働者数300人超の企業」に拡大されます。

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。公表は年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど一般の方が閲覧できる方法で公表することになります。

⑥育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等(図表(2)参照)

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関し、以下の5項目の中から2つ以上選択して講ずる必要があります。

- ・ 始業時刻等の変更(フレックスタイム制、時差出勤)
- ・ テレワーク等(10日以上/月、原則時間単位での取得可とする)
- ・ 保育施設の設置運営等(ベビーシッターの費用負担などでもよい)
- ・ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年、原則時間単位での取得可とする)
- ・ 短時間勤務制度(一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの)

事業主が講ずる措置を選択する際は、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

⑦柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認(図表(2)参照)

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として上記⑥で選択した制度(対象措置)に関する事項の周知と制度利用の意向確認を、個別に行わなければなりません。さらにその後も(育休復帰時や対象措置利用中など)、定期的に面談を行うことが望ましいとされています。

- 周知の時期:労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
- 周知事項:1) 事業主が⑥で選択した対象措置(2つ以上)の内容
2) 対象措置の申出先(例:人事部など)
3) 所定外労働の制限、時間外労働・深夜業の制限に関する制度
- 周知方法:面談(オンライン面談可)、書面交付、FAX※、電子メール※等のいずれか
※労働者が希望した場合のみ可能

前回(2022年)改正で導入された「出生前(妊娠・出産等時)の個別の周知・意向確認」については、事業主が積極的に妊娠・出産等の確認をする義務はなく、労働者本人からの申し出がない場合、個別周知は不要とされています。しかし、「柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認」は、労働者本人からの申し出の有無にかかわらず必要とされています。実務的には、上記の「周知の時期」にある対象者を、個別または複数人集めて説明することになります。説明資料には、厚生労働省発表の資料(自社用に修正のうえ使用)が有用です。

⑧仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮(図表(2)参照)

事業主は、労働者が本人または配偶者の「妊娠・出産等を申し出た時」と、労働者の「子が3歳になるまでの適切な時期」に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、労働者の意向を個別に聴取し、配慮しなければなりません。具体的には、勤務時間帯や勤務地の配慮、業務量の調整、労働条件などを検討します。

ただし、労働者の意向を必ずかなえなければならないわけではありません。どのような措置を講ずるかは、事業主が自社の状況に応じて決定するものです。社内で検討の結果、労働者の意向に沿うことが難しい場合は、その理由を労働者に説明するなど丁寧な対応が必要です。

<介護関係>

⑨介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

介護休暇を取得できる労働者について、従来、労使協定により「週の所定労働日数が2日以下の者」や「継続雇用期間6か月未満の者」を除外することができました。しかし改正により、「継続雇用期間6か月未満の者」を除外することはできなくなります。

⑩介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の措置のいずれかを講じなければなりません(複数の措置を講じることが望ましい)。

- ・ 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ・ 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ・ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ・ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

「育児」に関する雇用環境整備が、前回の改正で求められました。今回の改正で、「介護」に関しても同様の措置を求めるものです。

⑪介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

- (1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません(取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません)。
●周知事項:1) 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容)
2) 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など)
3) 介護休業給付金に関すること
●周知方法:面談(オンライン面談可)、書面交付、FAX※、電子メール※等のいずれか
※労働者が希望した場合のみ可能
- (2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供
労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。
●情報提供期間(次の1)、2)のいずれか):
1) 労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間)
2) 労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間
●情報提供事項:1) 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容)
2) 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など)
3) 介護休業給付金に関すること
●周知方法:面談(オンライン面談可)、書面交付、FAX、電子メール等のいずれか

⑫介護のためのテレワーク導入(努力義務)

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務とされます。

4. まとめ

育児・介護休業法の改正は、労働者が安心して家庭の責任を果たしつつ、職場で活躍できる環境を作ることを目指しています。しかし、企業にとっては負担となることも事実です。

しかし、これを好機と捉え、これらの改正を適切に実施することで、法令遵守を果たしながら、働く人の満足度向上と企業の魅力向上、採用環境の向上につなげましょう。

また、厚生労働省から、「育児・介護休業等に関する規則の規定例」が公表されていますので、自社の就業規則改定の際には参考としてください。

プロフィール Profile



ハタ経営労務サービス
代表 畑 英樹
(中小企業診断士・特定社会保険労務士)

【経歴】
●兵庫県中小企業団体中央会コーディネーター
●「人財育成と組織活性化で企業価値を上げる」をモットーに、経営相談や研修・セミナー講師、顧問先の労働社会保険手続き代行、就業規則作成等で中小企業の支援をしている。
【ホームページ】 <https://www.hata-srmc.com/>

特集

特集

しっかいや中央会による 中小企業のための経営相談

相談
無料

あらゆる経営のご相談をワンストップで支援いたします。

人手不足対策等で、働き方の見直し・労働生産性の向上の必要性を感じながら具体的な取組みに悩んでいる会員の方に、兵庫県中小企業団体中央会の制度で、企業診断を無料で受けられます。経営のお悩みを何でもご相談ください。

このようなお悩みの方にお勧めです！

- 販路を拡げたい 
- 事業承継をしたい 
- 経営革新について知りたい 



様々な分野の専門家が対応いたします！

中小企業診断士

社会保険労務士

税理士

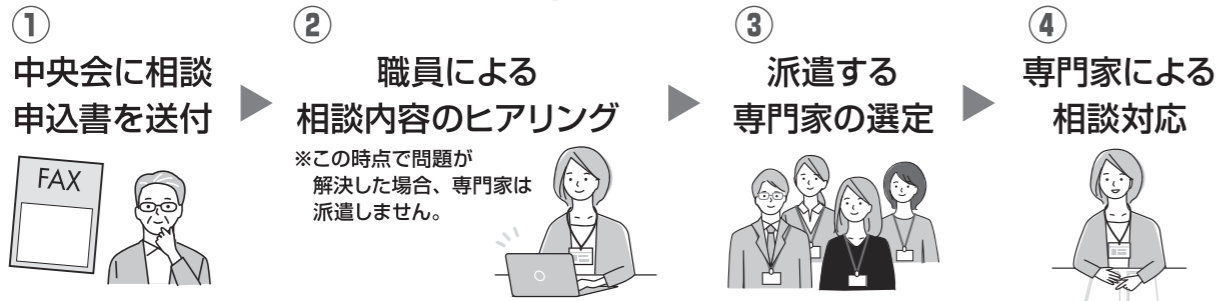
販売士

技術士

ITコーディネーター

等

支援の流れ



相談は予約制です。TEL または QR コードにてお申込みください。

「しっかいや中央会」事務局
兵庫県中小企業団体中央会 経営相談室

TEL:(078)958-6015
Mail:s02@chuokai.com



令和6年度取引力強化推進事業

成果報告

「取引力強化推進事業」とは、ホームページの制作・改修、パンフレットの作成といった組合事業のPRを含む、組合の共同事業の活性化を図るための事業経費の3分の2（上限50万円）を補助する事業です。今回は、令和6年度に同事業を活用した組合の取組みをご紹介します。

「組合広報における事業推進強化」春日会商店街振興組合

春日会商店街は、阪急春日野道駅北側に位置している商店街です。阪急電車の車窓から「赤いなます」と「龍」をモチーフにしたゲートを目にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。

同商店街は近隣住民に愛される「ローカルな商店街」であるため、これまで独自のHPや商店街マップを持っていませんでした。しかし、以前と比較して来訪者が減少傾向にあり、活気を取り戻すことが重要課題でした。

近隣住民だけでなく他地域の方にも商店街へ来ていただくためには、各店舗や開催イベントを含む情報の発信を行い、商店街についてまずは広く知っていただく必要があります。しかし、HPや商店街マップの作成は金銭的コストがかかるのも事実です。そこで、経費負担を軽くすることができる、中央会の「取引力強化推進事業」とめぐり合い、商店街の活性化のきっかけづくりのチャンスだと感じて挑戦するに至りました。

商店街HPを新設し各店舗の情報を発信する場を設けることで、個々では発信が難しい店舗であってもPRすることができます。そうなれば、来店者数・取引の増加につながることはもちろんのこと、商店街の来訪者数も伸ばすことが期待できます。

HP・商店街マップの新設を皮切りに、今後も商店街のブランド化・赤いなますのマスコット化など「新しい雰囲気づくり」を計画しており、商店街の賑わいを創出することを目指しています。
＜担当：連携推進課 永久＞



特定地域づくり事業協同組合全国フォーラム in おがの 参加報告

令和6年12月18日、埼玉県秩父郡小鹿野町において、特定地域づくり事業協同組合全国フォーラム in おがの(主催：全国中小企業団体中央会)に出席しました。

開会にあたり、小鹿野町特定地域づくり事業協同組合 代表理事であり、小鹿野町長でもある森 真太郎氏をはじめ中小企業庁より来賓挨拶をいただき開会しました。

第1部では、総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 日比野 理美氏より「特定地域づくり事業協同組合制度の最新状況」をテーマに「現在特定地域づくり事業協同組合は全国で106組合ある。組合設立および制度活用に意向のある市町村は増加傾向にある。職員の派遣だけでなく、地域振興として高い期待が寄せられているため、今後も全国的に普及していただきたい」との講話がありました。

第2部では、小鹿野町特定地域づくり事業協同組合 理事兼事務局長 浅見 良雄氏をはじめ、組合員、派遣職員などにより「組合の組成から組合設立、事業運営について」をテーマに、同組合及び小鹿野町の概要や設立以降の運営状況について事例発表がありました。同組合は認知度向上のために国際フォーラムへの出展、自己財源確保に向けた支援事業や補助金の活用を積極的に取り組まれています。

第3部では、明治大学 森下 正教授がファシリテーターとなり、同組合 浅見氏をはじめ組合員・派遣職員により「地域の活性化と魅力向上に資する特定地域づくり事業協同組合の底力」をテーマにパネルディスカッションが行われました。実際に組合で働く派遣職員から、兵庫県出身で結婚後に都内より同町に移住した経験をもとに、「IT関連の業務をメインに各組合員企業で様々な経験を積み、移住してきて良かった」といった意見もありました。



中央会事業

中央会事業

情報レポート

令和7年1月15日集計

概況

県内中小企業は、原材料高騰や人手不足が深刻化しており、引き続き厳しい状況が続く。

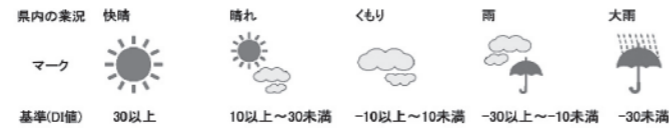
内閣府が令和6年12月20日に公表した月例経済報告で、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

一方県内中小企業は、引き続き原材料の高騰や人手不足が深刻化している。またコロナやインフルエンザが流行しており、緊張した状態が続いているとの声もあった。

業種別景況天気図 (前年同月比)

令和6年12月 (1月集計) 分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	-18%	-29%	-21%	-18%
	天気	曇り	曇り	曇り	曇り
非製造業	景況	-12%	6%	-12%	-12%
	天気	曇り	曇り	曇り	曇り
総合	景況	-15%	-12%	-16%	-15%
	天気	曇り	曇り	曇り	曇り



業界の声

製造業

食料品.....
製造については、もっとも適した天候が続き品質も良い製品が出来ている。しかしながら、製造数については従業員不足、働き方改革により苦戦が続いている。販売については、昨年とほぼ同数の出荷数で推移している。

繊維工業.....
12月の生産数量は、前年同月並みであった。先物については、前年度よりやや増加する見通しである。

鉄鋼・金属.....
年末の期待感ほど売上は伸びず、引き続き・小口・短期の受注が多くを占め、利益率はあまり良くない。年度末もこのような状況が続くのであろうとの組合員の声を多く聞く。

一般機器.....
組合員について、全体としてはほぼ前年並みで推移しているが、業種・組合員によって売上状況に大きな差があり収益状況についても厳しいものがある。

輸送機器.....
今年は組合企業が1社減となったにもかかわらず、年間を通して売上高は昨年より3%減収で落ち着いた結果になった。今後の見通しは資機材費の高値止まり、人件費の上昇等で取り巻く経営環境は厳しさが続く予想される。

その他.....
生産の好調なところでは、相変わらず人手不足で追われているところも多く、受注調整などを行いながら、仕事を安定させている企業もある。一方で海外販売を進めており現在2年目であるが、販売量が思うように伸びない。新規店舗では、新たな商品を望んでいるが、なかなか手が回らない状況である。

非製造業

卸売業.....
製造者および卸売業社の高齢化、後継者不足がより深刻になっている。

小売業.....
引き続き厳しい状況である。ただ、積雪の多い当地ではほぼ雪が降っていない状況は仕事がやりやすい面はある。ただ、地元のスキー場が一時閉鎖するなど、商売ができない状況に陥る業種もあり、天候が地元の景気動向を左右している。

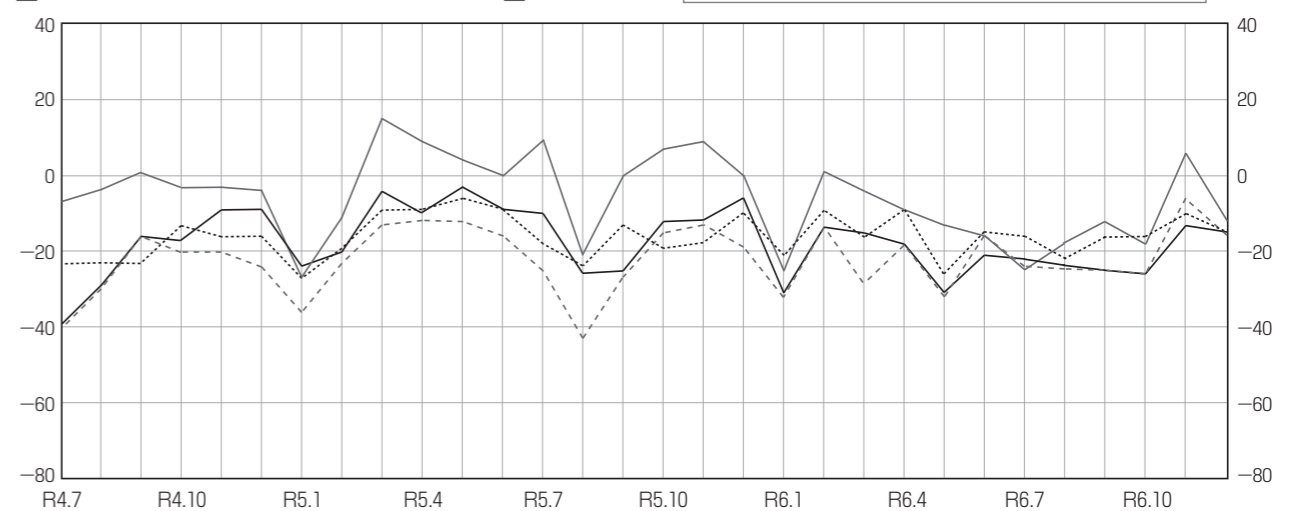
商店街.....
ガソリン価格の上昇に伴い、小売単価も上がり消費者の購買力も下がっている。小売店舗も薄利となり厳しい状況が続いている。来年も、商品価格の値上がりが見込まれて今以上に経営が厳しくなると予想される。

サービス業.....
売上は増加しているお店と逆に減少しているお店が混在しており、組合員全体としては不変というところである。これは地域性もあると思うが、価格転嫁できているかどうかの要因が強いと思う。販売価格及び収益性、資金繰りも同様で組合員全体としては不変であるもののバラツキを感じる。

建設業.....
事業所により格差が生じている。また、今年は特に人材不足が続いており確保に苦慮している。なお、12月末、年度末にかけ仕事量が増加している。

その他.....
コロナ、インフルエンザともに大流行しており、インフルエンザについて県内は警報レベルである。複数の施設でクラスターが発生しており、経営(短期入所等の稼働率の低下)を圧迫しかねない状況である。しばらくはこの状況が続くそうであり、各法人は感染症に対して緊張状態が続くと思われる。

景気動向 (前年同月比) の推移 DI図



DI (Diffusion Index) とは?

景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の前向き性を示す指数。DI値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問を行い算出している。

◆DI値 = (「増加」・「好転」した組合数 - 「減少」・「悪化」した組合数) ÷ 回答組合数 × 100

令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況調査の結果について

文部科学省初等中等教育局長より全国中小企業団体中央会を通じて周知依頼がありましたのでお知らせします。

文部科学省では、高校生の就職問題に適切に対処するために、「令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況調査」を取りまとめました。(令和6年10月末現在の状況)

県内事業所の皆様におかれましては、採用選考にあたり、全ての生徒にとって実質的に均等な機会が与えられますよう、ご配慮をお願いします。

詳しくは下記の二次元コードからご確認下さい。



上乗せ保証料の補助がある経営者保証を不要とする制度のご案内

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

本制度は、一定の財務要件等を満たす場合、希望により所定の保証料に0.25%または0.45%の上乗せを行うと、経営者保証が不要となります。

また、上乗せとなる保証料に対して、以下のとおり国から補助が受けられます。0.15%相当額の補助は3月末の保証申込受付をもって終了しますのでご検討ください。

保証申込受付日と保証料補助

- 令和6年3月15日～令和7年3月31日：0.15%相当額
- 令和7年4月1日～令和8年3月31日：0.10%相当額
- 令和8年4月1日～令和9年3月31日：0.05%相当額

申込はお早めに!

詳細は、当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問合せください。

HPはこちらから



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195
神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL.078-393-3900(代表)



情報レポート

情報レポート 中央会からのお知らせ

【令和7年度連携組織活路開拓調査・実現化事業】

中小企業組合や中小企業者グループによる取り組みを支援します！

兵庫県中央会では、中小企業者が連携して取り組む、新たな活路の開拓や単独では困難な諸問題の解決・改善を支援します。

◆ 概要 ◆

対象テーマ：新製品・新技術・新事業分野進出等に関する研究開発、販路開拓、SDGs 対応、付加価値の向上、情報化対応（ホームページの改修・SNS 対応・システム開発）、技術・技能の継承等、中小企業者が連携して解決・改善するための取り組み（例：現代のニーズに対応した新商品開発およびそれに伴う実用化実験、商店街活性化のための動向調査、新分野進出に向けての大規模展示会出展・PR 活動）

補助対象：中小企業組合、任意グループ、LLP、共同出資会社等、中小企業者による連携組織（5 件程度採択予定）

補助金額：原則 上限 100 万円（補助率は助成対象経費の 1/2 が上限となります。）
◎ただし、事業内容及び予算の状況によっては補助額が増減する場合があります。

申込締切：令和7年3月31日（月）

申込方法：下記 URL もしくは QR コードにて ①組合名（グループ名） ②ご担当者名 ③実施テーマ ④連絡先（住所・連絡先・メールアドレス）を入力いただきご応募ください。
URL：https://ssl.form-mailer.jp/fms/6d1f0f2f841549



※なお、お申込み後は当会より連絡のうえ、実施テーマについてヒアリングをさせていただきます。テーマや事業計画等内容によりご希望に添えないこともありますので予めご了承くださいませ。

【お問合せ先】 兵庫県中小企業団体中央会 担当：林 TEL：078-958-6015

QRコードはこちら

権限移譲による決算関係書類等の提出先の変更について

2 以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合及び商工組合（以下、事業協同組合等）で、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び環境省の所管に係る事務・権限について、兵庫県に移譲することになりました。

上記7省庁の各関係機関長宛に提出されていた事業協同組合等は、決算関係書類、役員変更届及び定款変更認可申請書等の提出先が兵庫県知事宛に変更となりますのでご注意ください。

【お問合せ先】

警察庁	長官官房企画課	03-3581-0141（内線 2134）
金融庁	企画市場局総務課	03-3506-6000（内線 3645）
総務省	自治行政局行政課	03-5253-5510
	情報流通行政局総務課	03-5253-5711
	総合通信基盤局データ通信課	03-5253-5852
法務省	大臣官房司法法制部司法法制課（法律事務所関係）	03-3580-4111（内線 5754）
	民事局民事第二課（司法書士事務所又は土地家屋調査士事務所関係）	03-3580-4111（内線 2439）
文部科学省	大臣官房総務課行政改革推進室	03-5253-4111（内線 3092）
厚生労働省	職業安定局需給調整事業課	03-5253-1111（内線 5745）
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	03-3581-3351（内線 6856）

新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から

●神戸市役所南側西入る

神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎ 078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎ 079(223)8431

●JR尼崎駅北口すぐ

尼崎支店

〒661-0976 尼崎市潮江1-2-6
JR尼崎フロントビル10階
☎ 06(6495)1666

ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト

「あかるい職場応援団」のご案内

厚生労働省が管理するハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、研修動画等の資料、企業の実践事例やマニュアル、裁判例等、企業におけるハラスメント防止対策を進める上で参考になる情報を掲載しています。ハラスメント関係資料ダウンロードコーナーには、職場のハラスメントの予防・解決に向けたパンフレット、リーフレット、ポスター等を掲載しています。職場での周知・啓発や研修等にご活用ください。

【あかるい職場応援団 URL】

詳しくはこちら
サイト：https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



【ハラスメント関係資料】

詳しくはこちら
サイト：https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/jinji/download/



＜相談窓口のご案内（会社の外部にも利用できる相談窓口があります）＞

詳しくはこちら
サイト：https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/inquiry-counter



お知らせ

中小企業省力化投資補助金のご案内

本補助金は、中小企業の人手不足解消に効果のある「省力化製品」を導入するための補助金で、令和6年6月25日より公募が開始され、現在、随時受付が行われています。

補助対象者は人手不足の状態にある中小企業者等で、補助率は1/2以下、補助上限額は従業員数によって異なります。また、省力化製品の販売事業者が、補助金の共同申請者となり、製品導入や申請手続き等をサポートするため、初めて補助金を活用したいとお考えの事業者の方も安心して取り組める補助金です。

＜補助対象製品について＞ **対象製品はどんどん拡大中！**

現在登録がなくても今後追加の可能性あります！

補助対象となる「省力化製品」は、中小企業省力化投資補助金ホームページで公開されている「製品カタログ」に登録された汎用製品です。

なお、「製品カタログ」には販売事業者も登録されますので、中小企業者は、登録された製品を、登録された販売事業者から購入します。

＜補助率及び補助上限額並びに補助対象経費＞

従業員数	補助率	補助上限額（大幅な賃上げ達成の場合）	補助対象となる事業（基本要件）
5名以下	1/2	200万円（300万円）	①人手不足の中小企業等が、省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むこと ②補助上限額の引き上げを適用する場合、①の要件を満たした上で、事業終了時に給与支給総額+6%以上かつ事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請が必要。（補助事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額が減額）
6～20名		500万円（750万円）	
21名以上		1,000万円（1,500万円）	

本補助金の詳細は、中小企業省力化投資補助金ホームページで公開されている「公募要領」等でご確認ください。（https://shoryokuka.smrj.go.jp/）

＜お問合せ先＞

●兵庫県省力化補助金事務局インフォメーション窓口（制度全般に関する対面案内）

※「インフォメーション窓口」のご利用は事前予約が必要です。

中小企業省力化投資補助金ホームページからご予約ください。
（https://reserva.be/shoryokuka/）

●中小企業省力化投資補助事業コールセンター

⇒ ナビダイヤル ☎0570(099)660 ⇒ IP 電話等からのお問い合わせ ☎03(4335)7595
⇒ カタログ登録サポートセンター ☎03(6746)1530

※本記事は、中小企業省力化投資補助金ホームページで確認できる内容（令和7年1月31日現在）を基に作成しています。



中央会からのお知らせ